

私立学校振興対策の推進 【予算額 3,237,725千円】

事業のねらい

県民に多様な修学の機会を提供し公教育の一翼を担う私立学校の振興のため学校法人の経営の健全化、修学上の保護者の経済的負担の軽減を図る。

事業の内容

1 私学経営安定事業 3,108,174千円

学校法人が設置する私立学校の経営の健全化と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の人件費等経常的経費に対して助成する。

私立学校振興補助金	3,104,145千円
生徒・児童・園児一人当たり補助単価	
高等学校（全日制・定時制）	315,000円
高等学校（通信制）	68,000円
中学校	269,000円
小学校	260,000円
幼稚園	165,000円

2 保護者負担軽減補助事業 129,551千円

県内の私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、保護者の所得に応じて授業料を減免した場合に助成する。

私立高等学校特別修学補助金	129,477千円
生徒一人当たり補助単価	
生活保護受給世帯	224,000円
住民税非課税	224,000円
住民税課税標準総所得200万円以下	74,000円
（全日制・定時制高校の場合）	

(仮称)自治振興交付金

予算額 530,000千円

地方分権が進展するなか、市町がより一層の自主性、主体性を発揮した施策を展開し、県としてもそれを支援するため、「限られた財源を有効に活用できる仕組み」として、市町向け県単独補助金を交付金化し、事業間の予算区分がなく、市町の自主的な判断による弾力的で自由度の高い事業実施が可能な制度として実施するもの

市町向け県単独補助金すべてを対象に交付金化の検討を行い、「県として補助金を交付すべきもの」、「市町において選択の余地の少ないもの」、「財源が措置されるもの」等を除いた次の事業を交付金化する。

特定事業

	事業名	担当部局	担当課
1	自主防災育成	知事直轄	防災危機管理局
2	ニホンジカ広域一斉駆除対策	琵琶湖環境部	自然環境保全課
3	在日外国人障害者福祉給付金支給助成事業	健康福祉部	障害者自立支援課
4	障害児早期療育支援事業	健康福祉部	障害者自立支援課
5	在日外国人高齢者福祉給付金支給助成事業	健康福祉部	元氣長寿福祉課
6	障害児保育推進事業	健康福祉部	子ども・青少年局
7	たんぼのこ体験事業	農政水産部	農政課
8	高度処理維持管理事業	農政水産部	農村振興課
9	スクールنگケア・サポーター派遣事業	教育委員会	学校教育課
10	中学生チャレンジウィーク事業	教育委員会	学校教育課

一般事業

	事業名	担当部局	担当課
1	個性輝く自治活動支援	総務部	自治振興課
2	コミュニティ防災力向上促進	総務部	自治振興課
3	山村辺地等活性化	総務部	自治振興課
4	地域救急対応力向上促進	総務部	自治振興課
5	安全なまちづくり活動支援	県民文化生活部	県民活動課
6	県民文化活動奨励	県民文化生活部	県民文化課
7	エコライフ地域住民活動推進	琵琶湖環境部	循環社会推進課
8	美化推進対策	琵琶湖環境部	循環社会推進課
9	不法投棄監視員設置	琵琶湖環境部	循環社会推進課
10	不法投棄廃棄物処理	琵琶湖環境部	循環社会推進課
11	浄化槽維持管理事業	琵琶湖環境部	循環社会推進課
12	ヨシ群落保全	琵琶湖環境部	自然環境保全課
13	水草除去緊急対策	琵琶湖環境部	自然環境保全課
14	有害鳥獣駆除等対策	琵琶湖環境部	自然環境保全課
15	単独治山事業	琵琶湖環境部	森林保全課
16	在宅重度障害者住宅改造助成	健康福祉部	障害者自立支援課
17	身体障害者自転車利用支援	健康福祉部	障害者自立支援課
18	ふれあいホーム推進事業	健康福祉部	障害者自立支援課
19	滋賀型地域活動支援センター等整備事業	健康福祉部	障害者自立支援課
20	発達障害者支援キーパーソン養成事業	健康福祉部	障害者自立支援課
21	障害児者サポート事業	健康福祉部	障害者自立支援課
22	重度障害児(者)訪問看護利用助成事業	健康福祉部	障害者自立支援課
23	医療的ケアホーム運営事業	健康福祉部	障害者自立支援課
24	在宅重度障害者通所生活訓練援助事業	健康福祉部	障害者自立支援課
25	障害者生活ホーム運営事業	健康福祉部	障害者自立支援課
26	知的障害者自立生活支援事業	健康福祉部	障害者自立支援課
27	市町精神障害者生活支援推進事業	健康福祉部	障害者自立支援課
28	精神障害者地域生活定着支援事業	健康福祉部	障害者自立支援課
29	高齢者住宅小規模改造助成	健康福祉部	元氣長寿福祉課
30	ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業	健康福祉部	元氣長寿福祉課
31	青少年育成地域活動支援事業	健康福祉部	子ども・青少年局
32	公衆浴場確保対策	健康福祉部	生活衛生課
33	商店街基盤施設等設置	商工観光労働部	商業観光振興課
34	国際観光サイン整備事業	商工観光労働部	商業観光振興課
35	産業立地関連基盤整備	商工観光労働部	企業誘致推進室
36	しが多文化共生地域支援センター設置・運営事業	商工観光労働部	国際課
37	農作物獣害防止対策	農政水産部	農業経営課
38	高度処理建設事業	農政水産部	農村振興課
39	駅周辺自転車駐車場整備	土木交通部	交通政策課
40	市町道路防雪	土木交通部	道路課
41	近隣景観形成協定対策	土木交通部	都市計画課
42	県産材利用耐震改修モデル事業	土木交通部	住宅課
43	既存民間建築物耐震診断促進	土木交通部	建築課

県

(仮称)自治振興交付金

一般事業
43事業

特定事業
(取組を特に促進)
10事業

実施事業は市町が自由
に選択
・事業の追加・変更も
市町の判断で
事業着手等を弾力化
手続きの簡素化

各事業の算入対象経費、算入率、算入限度等は、基本的に
現在の補助制度を引き継ぐ。

平21 530,000千円

上限額設定の視点
・過去3年の事業実績との均衡
・財政規模、財政力を考慮
・小規模町へ配慮

市町

特定事業の算入額総額

+

一般事業の算入額総額 × 0.9

算入上限額を限度に配分

算入上限見込額

市町ごとにあらかじめ試算

通知

予算編成

算入上限見込額を勘案し、
実施事業を自由に選択

県予算決定

交付金総額および
算入上限見込額の決定

提出

事業計画書

市町予算に基づき
事業計画書を作成・取りまとめ

交付金算定

事業計画書により
交付金を算定

交付決定

事業の追加・
変更は市町の
判断で

事業実施

精算

事業実績により交付金を再算定、
次年度交付金で精算

提出

事業実績報告書

事業の実施結果を取りまとめ



市町合併促進事業費について 【予算額 380,194千円】

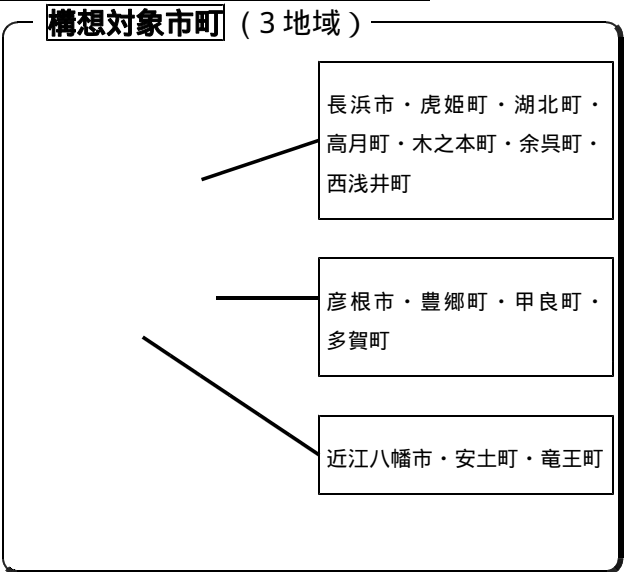
【施策の考え方】

合併新法の期限が平成21年度末に迫る中、構想対象市町(3地域)における自主的な市町合併に向けた取組に対し、「滋賀県新市町合併支援プラン」に基づき支援を行う。

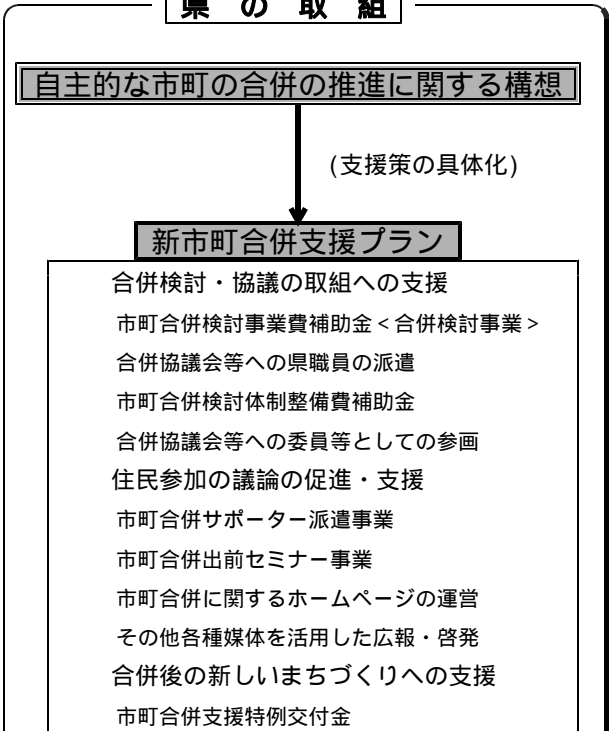
市町合併支援特例交付金の交付により、合併後の新しいまちづくりへの支援を行う。

【内 容】

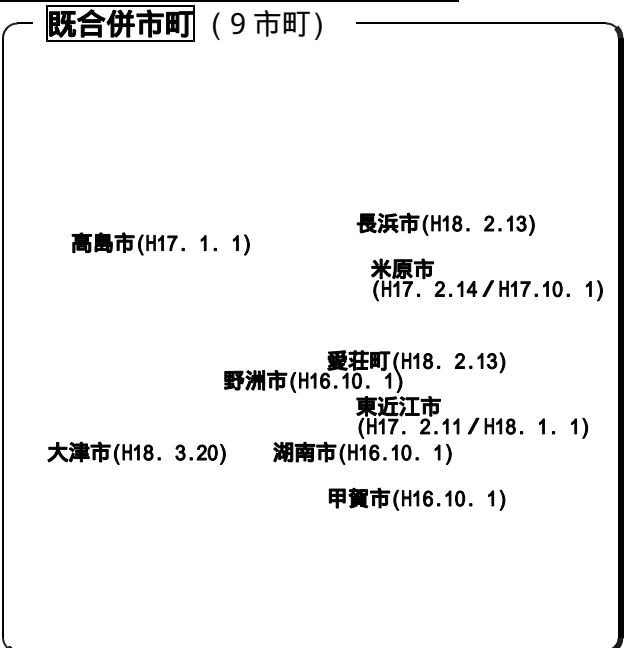
合併に向けた取組への支援



県 の 取 組



合併後のまちづくりへの支援



市町合併支援特例交付金(旧法分)

(百万円)

交付先	交付総額	H16	H17	H18	H19	H20	H21
甲賀市	600	150	150	100	100	100	
野洲市	450	120	120	70	70	70	
湖南市	450	120	120	70	70	70	
高島市	650	160	160	110	110	110	
東近江市	600	150	150	100	100	100	
(+薄生・能登川)	100		20	20	20	20	20
米原市	500	130	130	80	80	80	
(+近江)	50		10	10	10	10	10
長浜市	500		130	130	80	80	80
愛荘町	400		110	110	60	60	60
大津市	600		150	150	100	100	100
合 計	4,900	830	1,250	950	800	800	270

合併に向けた取組への支援

1 市町合併推進支援本部・同地方本部による総合的な支援	333千円
2 合併検討・協議の取組への支援	7,830千円
(1) 市町合併検討事業費補助金 < 合併検討事業 >	3,332千円
(2) 市町合併検討体制整備費補助金	4,498千円
3 合併に関する情報提供、議論の支援	1,470千円
(1) 情報紙「地域の将来を考えよう！」の発行 構想対象市町の住民に向けて市町合併に関する情報を提供	1,344千円
(2) その他合併に関する情報提供、議論の支援 合併サポーター派遣、出前セミナー事業、合併情報コーナー運営、 ホームページ運営、メールマガジン発行	126千円
4 市町合併推進審議会の運営	561千円

合併後のまちづくりへの支援

5 新しいまちづくりへの支援	370,000千円
(1) 市町合併支援特例交付金	
交 付 額：5億円 + a × 5千万円 (a = 合併関係市町村数 - 5)	
(合併後人口が10万超の場合は5億円を保障。市制施行しない場合は3億円)	
交 付 期 間：交付対象市町となった年度またはその翌年度から5年間	
交 付 額 の 特 例：初年度・次年度に必要と認める場合は各5千万円を加算	
再合併の取扱い：先行合併と再合併とを1件の合併とみなした場合の交付金の総額と 先行合併に係る交付金の総額との差額を交付	
ただし、再合併時において、合併関係市町のうち未合併町の数 が2を超える場合は、次の額を加算	
5千万円 × b (b = 合併関係市町のうち未合併町の数 - 2)	
経 費 内 訳：[旧法分]	
東近江市(20,000千円)、米原市(10,000千円)、長浜市(80,000千円)、 愛荘町(60,000千円)、大津市(100,000千円)	
[新法分]	
湖北地域1市6町(100,000千円)	